

経済産業省委託事業

ASEAN における知的財産にかかわる

諸団体等の活動調査報告

2014 年 2 月

日本貿易振興機構

バンコク事務所

知的財産部

協力

**felicite IP Consulting Singapore Pte. Ltd.**

### 3.7 ベトナム

#### 3.7.1 概要

昨年(2013年)日本との外交関係樹立40周年を迎えたベトナムは、共産党一党独裁の社会主義共和国として知られているが、外交面においては全方位外交という方針の基、世界の多国との協力関係を積極的に構築している。1995年7月には7つ目の加盟国としてASEAN加盟を果たし、その後、2006年7月にマドリッド協定議定書に加盟し、2007年にはWTOに加盟し、2009年にはTRIPS協定に加盟した。

また、1986年12月に採択された「ドイモイ政策」(刷新政策)の効果が現れ、2000年に高度成長期を迎えたが、2008年の世界金融危機以来、経済成長率の鈍化が依然として目立っている。しかし、「国際コミュニティーの責任ある一員」という針路を変えずに、外交活動の意欲を見せている。

知的財産制度及び環境においては、2006年7月に知的財産法(2005年11月制定)が施行された。知的財産権の保護期間について、特許は出願日から20年、実用新案は出願日から10年、工業意匠は出願日より5年間(但し、5年間の延長が2回可能)、商標は出願日から10年(更新可能)とされている。ベトナムにおける特許出願件数は、2012年で約4000件、そのうち約3500件が外国からの出願となっている。工業意匠出願件数は約2000件、商標出願件数は約30000件となっている。

なお、ベトナムでは模倣品や海賊版等の氾濫が問題となっており、スペシャル301条報告書において優先監視国に指定されている。特に、国境を接する中国からの模倣品が持ち込まれるケースが報告されている。

その一方、比較的安定した内政状況と平均年齢が28才という若い人口構成を持つことから東南アジアでの市場成長性が高いと評価され、日本企業をはじめとする海外からの直接投資が近年ゆるやかに回復しており、企業のベトナムにおける知的財産管理が益々重要な課題となっている。日本特許庁は2012年2月にベトナム国家知的財産庁と協力覚書を締結し、ベトナムの知的財産システムの構築を支援している。ベトナム国家知的財産庁も日本特許庁の専門家を招いてベトナムの企業と大学を対象とするワークショップを開催する等、知的財産活動を活発に行っており、これからのベトナムの知的財産制度の整備促進が期待できる。

#### 3.7.2 調査結果

##### a. 公的機関

以下の公的機関を調査対象として公知情報の分析、アンケートによる調査分析を行った。

ベトナム国家知的財産庁	National Office of Intellectual Property(NOIP)
ベトナム税関	General Department of Vietnam Customs
最高人民裁判所	Supreme People's Court of Vietnam

ベトナム著作権庁	Copyright Office of Vietnam(COV)
市場管理局	Market Controller Office (MCO) (Market Surveillance Agency)
ベトナム知的産業研究所	Vietnam Intellectual Property Research Institute (VIPRI)
ベトナム特許技術開発機構	National Institute of Patent and Technology Exploitation (NIPTEX)

## ベトナム国家知的財産庁 (National Office of Intellectual Property(NOIP))

### (1) 主な業務内容

特許、商標、意匠出願の審査が主な業務である。出願件数は 2012 年で特許が 4,000 件程度、そのうち外国からの出願が約 3,600 件である。

また、国際制度の調和に合った知的財産制度関連のプログラムや長期計画、5 年計画等、様々な戦略とプロジェクトを科学技術省に提案し、知的財産システムの構築に貢献している。

更に、国家知的財産庁は、市民の知的財産に関する意識を高めるための啓蒙活動を行っている。例えばテレビ等のマスメディアを介して行うなど、知的財産が市民にとって日常生活に身近な存在となるように活動を行っている。

### (2) 組織構成

国家知的財産庁は、ベトナムでの技術革新及び産業財産活動の支援を目的として 1982 年にその前身として設立された国家発明庁(The National Office of Invention) が 1993 年に改組及び名称変更され、設立された科学技術省傘下の行政機関である。

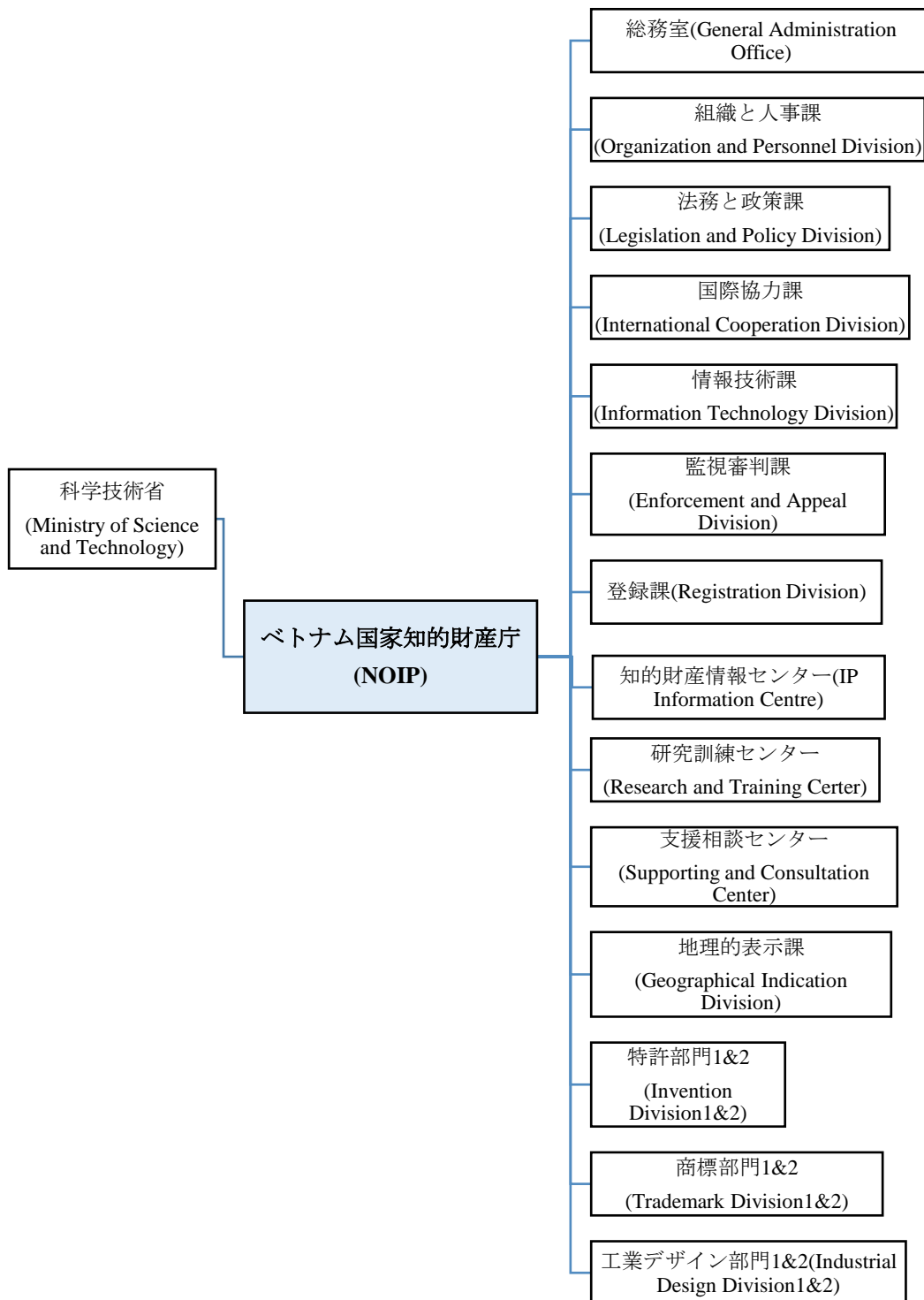
国家知的財産庁の組織は、特許部門、商標部門、工業デザイン部門、教育訓練部門等からなり、職員数は約 300 名である。また、国家知的財産庁における審査部門は、技術分野毎に 3 つの Division があり、以下のような人数となっている(2012 年 12 月時点)。

Division 1 (機械、電気、電子等) : 23 名

Division 2 (薬品、繊維等) : 12 名

Division 3 (化学、バイオ、農業等) : 19 名

なお、その他部門には、総務室(General Administration Office)、組織と人事課(Organization and Personnel Division)、法務と政策課(Legislation and Policy Divitsion)、国際協力課(International Cooperation Division)、情報技術課(Information Technology Division)、監視審判課(Enforcement and Appeal Division)、登録課(Registration Division)、地理的表示課(Geographical Indication Division)、知的財産情報センター(IP Information Centre)、研究訓練センター(Research and Training Certer)と支援相談センター(Supporting and Consultation)がある。



ベトナム国家知的財産庁組織図

### (3) 他団体との協力及び活動内容

日本独立行政法人国際協力機構(JICA)の協力の下、ベトナムにおける知的財産権の保護及び執行強化プロジェクトを実行している(2012年6月～2015年6月)。具体的には、ベトナム国家知的財産庁内の人材育成や知財執行機関との情報収集・提供システムの構築に取り組んでいる。

また、他国との協力関係の構築にもベトナム国家知的財産庁は活動的である。米国教育財団(US Education Foundation)、日本駐ベトナム大使館、ベルギー駐ベトナム大使館の発展協力室(Development Cooperation Office)、韓国科学技術機構(KIST)、オーストラリアの南オーストラリア大学等、様々な機構との連携活動も実施している。

### (4) 今後の目標

知的財産に関連する税関職員的能力開発、税関と他のステークホルダ(政府機関、国内外の企業や民間団体)との連携強化、知的財産権に関するデータベースの開発及び知的財産権のリスクマネジメントの強化を目標にしている。

## ベトナム税関 (General Department of Vietnam Customs)

### (1) 主な業務内容

輸出入品の関税の徴収と密輸出入や有害物等の制止が主要業務である。ベトナム税関は、プロ意識・透明性と効率性をスローガンとして掲げており、クライアント憲章(Client Charter。ここでクライアントとは企業、個人、代理人等、お客様のことを言う)を制定し、案件の処理日数制限等、前述した3つのコミットメントを実現する為の具体的なルールを定めている。

知的財産権の執行及び国境における模倣品の取り締まりも主な業務となっている。具体的には、知的財産権(意匠権、商標権及び著作権)を侵害する要素を含む商品発見のための監視及び疑義 IPR 侵害商品の通関手続の停止について責任を負っている。

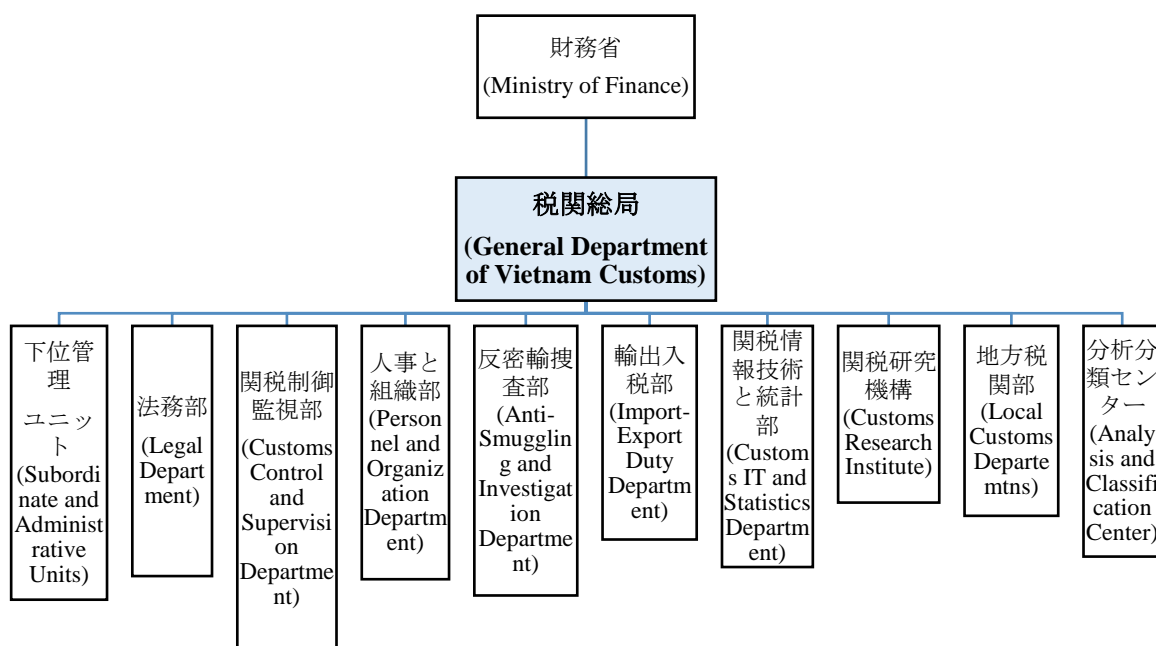
また、今後、知的財産権のリスクマネジメントの強化や知的財産・模倣品に関するデータベース構築を喫緊の課題となっている。

### (2) 組織構成

ベトナム税関は、1945年に関税法(Customs Laws)に基づき設立された、財務省(Ministry of Finance)傘下の組織である。

知的財産権の執行及びベトナム国境での模倣品対策を行っている組織は次の通りである。中央レベルでは、税関総局(General Department of Custom: GDC)におけるASID (Anti-Smuggling and Investigation Department)の知的財産権保護執行ユニット：ユニット4(IPR Protection Enforcement Unit : Unit 4)が担当する。そして、34の地域の部門毎に、知的財産権の執行及び模倣品対策を担う指定のユニットが設置さ

れている。ユニット4の人員は、28名である。



ベトナム税関組織図

### (3) 他団体との協力

経済警察 (Economic Police)、科学技術省(the Market Management, the Ministry of Science and Technology)傘下のベトナム国家知的所有権庁科学技術省 (The Inspectorate; the National Office of IP) 等の他の政府管轄機関と連携して、知的財産権の執行及び模倣品対策等を行っている。

## 最高人民裁判所 (Supreme People's Court of Vietnam)

### (1) 主な業務内容

ベトナムの裁判所の組織及び活動は人民裁判所組織法(決議 51/2001/QH10 号)に基づき規定されており、2002年に現在の裁判所の形態になっている。裁判所は、刑事、民事、婚姻及び家庭、労働、経済、行政事件を審理し、法律の規定に従いその他の事件を解決する。裁判所は二審制である。最高人民裁判所はベトナムの最高の審理機関である。

知的財産に関する紛争の解決にあたり、原告は、裁判所に対して、民事訴訟、刑事訴訟の手続きに基づいて、審理を求めることができる。知的財産に関する当事者間の紛争の第一審は、省・中央直轄市の裁判所(Provincial Courts)で行われ、判決に不服がある場合は、最高人民裁判所に上告することになる。また、知的財産侵害又は技術移転違反に対する処罰は、最高懲役3年までであるが、偽造品及び犯則の懲役は、最高刑で15年となっている。

(2) 組織構成

ベトナムの裁判所には、以下の各裁判所がある。

(ア) 最高人民裁判所

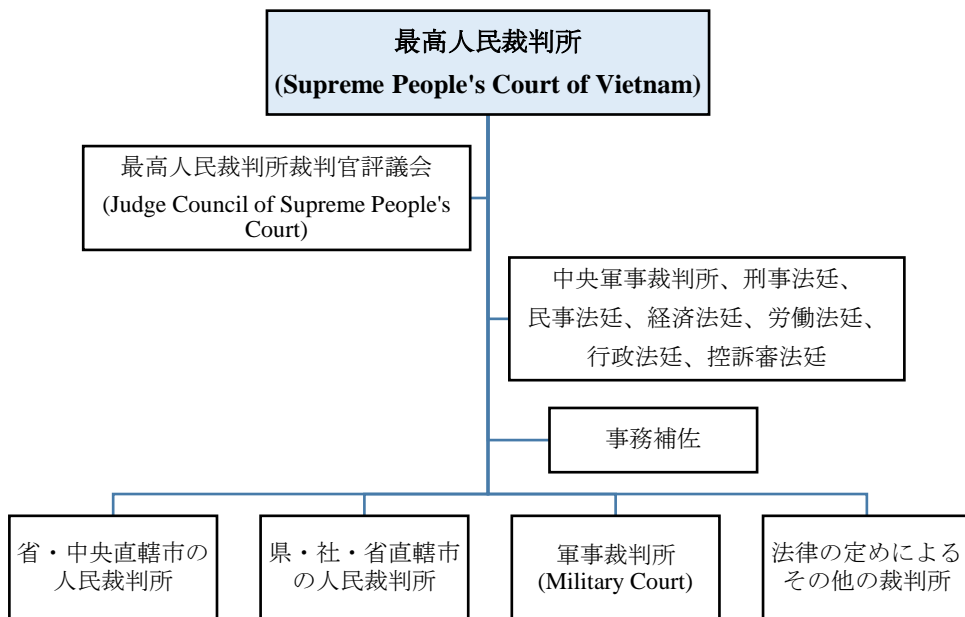
- ① 省・中央直轄市の人民裁判所
- ② 県・社・省直轄市の人民裁判所

(イ) 軍事裁判所

(ウ) 法律の定めによるその他の裁判所

また、最高人民裁判所は、以下の組織により構成される。最高人民裁判所には、長官、副長官、裁判官、裁判所書記官が配置されている。

- ① 最高人民裁判所裁判官評議会
- ② 中央軍事裁判所、刑事法廷、民事法廷、経済法廷、労働法廷、行政法廷及び最高人民裁判所控訴審法廷
- ③ 事務を補佐する機構



ベトナム裁判所組織図

(3) 他団体との協力

外交のある国への実務訪問等を行い、国家間の司法協力の促進活動を行っている。

ベトナム著作権庁 (Copyright Office of Vietnam ((COV))

(1) 主な業務内容

ベトナム著作権庁が 25 年以上の歴史を持つことは、早期国家改造過程から知的

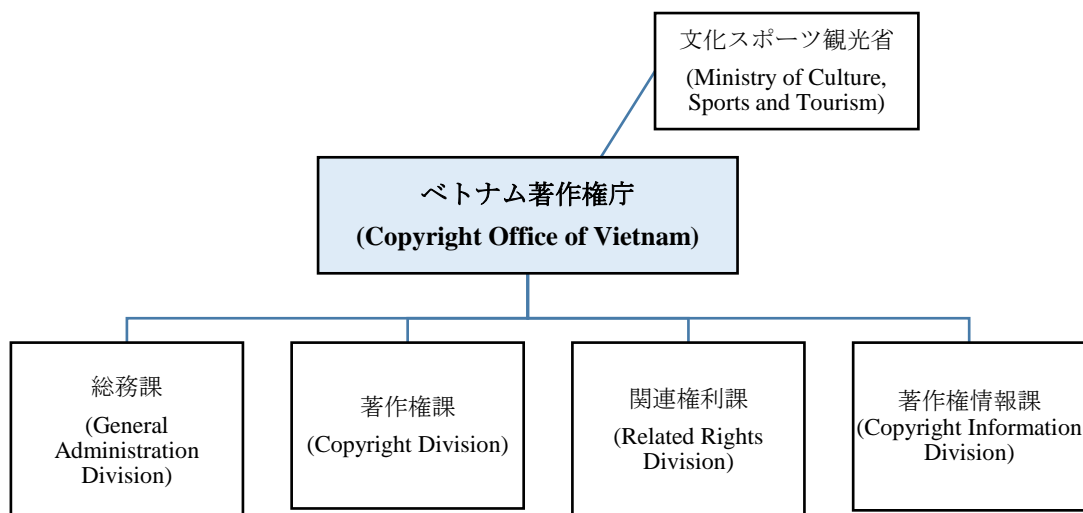
財産権がベトナムの経済・文化及び社会建設と発展において重要な地位を占めてきたことを示しているといえる。ベトナム著作権庁は、ベトナムの知的財産権保護に大いに貢献をしており、ベトナムにおける著作権の管理と保護のための措置の構築を主な業務としている。また、著作権法はもちろん、メディア規制法や出版法、映画法、広告法等、著作権に係る法律の草案作成も著作権庁の主要なミッションである。

(2) 組織構成

ベトナム著作権庁は文化スポーツ観光省 (Ministry of Culture, Sports and Tourism (MOCST))配下の組織である。その前身である著作権保護庁 (Copyright Protection Agency)は 1987 年 2 月 20 日に設立された。

COV は、4 つの部門によって組織されており、総務課 (General Administration Division)、著作権課 (Copyright Division)、関連権利課 (Related Rights Division)、著作権情報課 (Copyright Information Division)があり、他にホーチミン及びダナンに駐在員事務所が置かれている。

オフィスのほとんどのスタッフは英語を流暢に話すことができる。また、著作権局の職員の約 3 割は、学士を持っている。



ベトナム著作権庁組織図

(3) 他団体との協力

著作権庁は、世界知的所有権機関(WIPO)や他の関連する国際機関による政治や行政等の研修プログラムに参加している。

**市場管理局(Market Controller Office, Market Surveillance Agency)**

(1) 主な業務内容

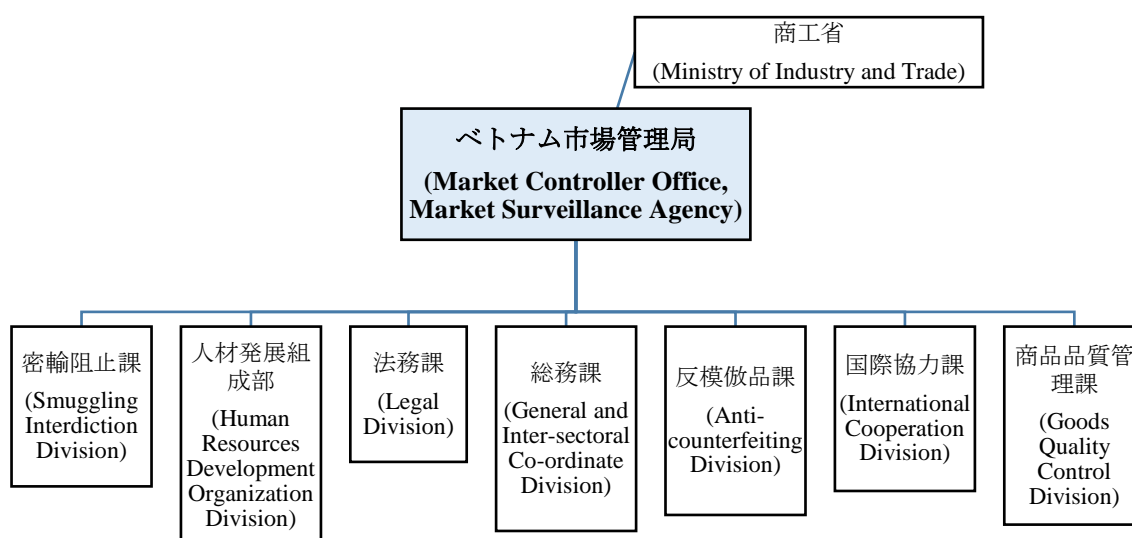
市場管理局は、商工省内の一部門であり、商取引において発生した模倣品及び



知的財産侵害行為対策を行っている。市場管理局は、特許侵害を除く、あらゆる形態の知的財産権侵害に対応する権限を与えられている。

(2) 組織構成

事務局と支局の他、本局には密輸阻止課(Smuggling Interdiction Division)、人材発展組成部(Human Resources Development Organization Division)、法務課(Legal Division)、総務課(General and Inter-sectoral Co-ordination Division)、反模倣品課(Anti-counterfeiting Division)、国際協力課(International Cooperation Division)、商品品質管理課(Goods Quality Control Division)が設置されている。



ベトナム市場管理局(本局)組織図

(3) 他団体との協力

税関総局の反密輸捜査部等と連携し、密輸阻止に役割を果たしている。また、模倣品の取締り等についても関税局等の要請に応じて協力している。

**ベトナム知的産業研究所(Vietnam Intellectual Property Research Institute (VIPRI))**

(1) 主な業務内容

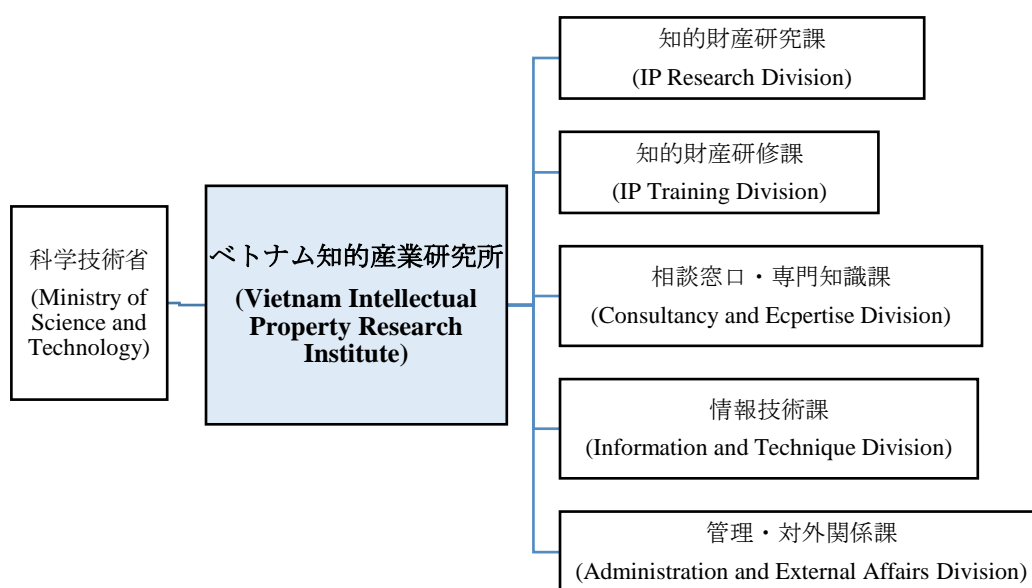
知的産業研究所は、知的財産法(2005年施行 Article 201)に基づき科学技術省の所轄の機関として設立され、知的財産分野の調査、研修、コンサルティング及び知的財産の裁定のための鑑定を主な業務としている。

知的産業研究所は、知的財産法、知的財産に関連する経済学、技術及びマネジメントの分野の研究や研修を行っている。また、知的産業研究所は、国内外を問わず知的財産に関連する組織と、知的財産の知識や経験等の意見交換を行っている。

また、知的産業研究所は、企業や政府機関を対象に知的財産マネジメントのトレーニングコースを設けたり、一般市民を対象に知的財産への意識を高めるためのセミナーを行ったりしている。

(2) 組織構成

知的産業研究所には、知的財産研究課 (IP Research Division)、知的財産研修課 (IP Training Division)、相談窓口・専門知識課 (Consultancy and Expertise Division)、情報技術課 (Information and Technique Division)、管理・対外関係課 (Administration and External Affairs Division) の 5 つの部門がある。スタッフ数は計 30 名程度であり、知的財産分野の専門家や実務家が中核となっている。



ベトナム知的産業研究所(VIPRI)組織図

(3) 他団体との協力

知的産業研究所は、WIPO により運営されている GNIPA (Global Network of IP Academies) のメンバーとしても活動している。

(4) 今後の目標

知的産業研究所は、知的財産権の保護、実施、権利行使及び管理における能力開発を牽引するとともに、ベトナムの科学技術及び産業経済の発達に対して貢献する。

**ベトナム特許技術開発機構 (National Institute of Patent and Technology Exploitation (NIPTEX))**

(1) 主な業務内容

特許技術開発機構は、科学技術省の下部機関として、ベトナムにおける特許の活

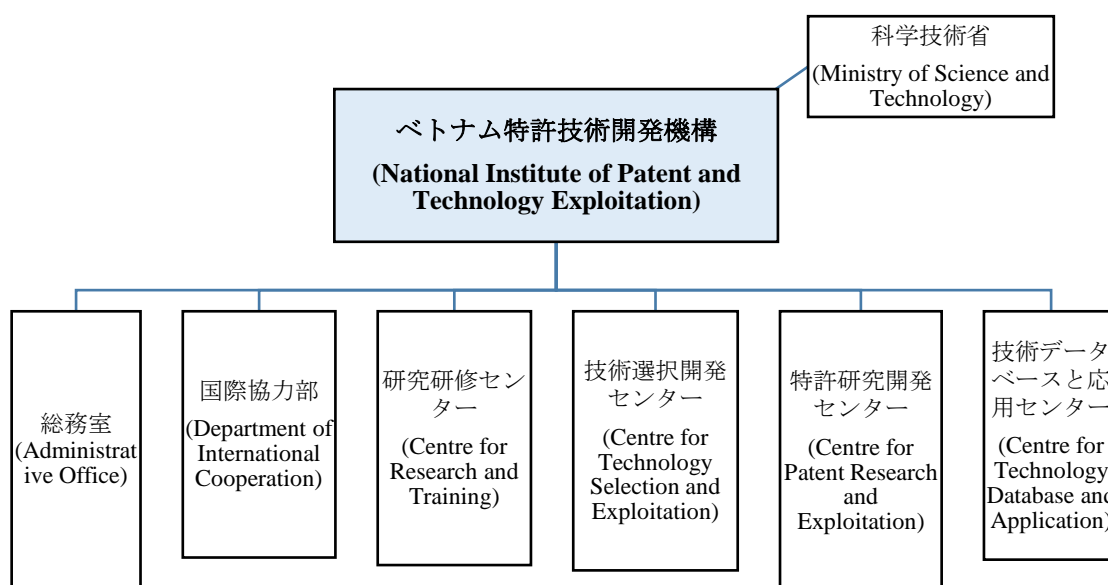
用と実用化を促進するために設立された組織である。

特許技術開発機構の主なタスクは以下の通りである。

- ① ベトナムにおける技術ニーズを評価するための基準の策定
- ② 企業に対する研究活動や特許の保護及び活用
- ③ ベトナムの企業(特に中小企業)における特許活用の促進
- ④ 技術や特許に関する情報データベースの構築
- ⑤ 国外からベトナムへ技術移転すべきものを選定するための国外機関の展開
- ⑥ ベトナム国内における技術を吸い上げるネットワークの構築

## (2) 組織構成

特許技術開発機構は、総務室(Administrative Office)、国際協力部(Department of International Cooperation)、研究研修センター(Centre for Research and Training)、技術選択開発センター(Centre for Technology Selection and Exploitation)、特許研究開発センター(Centre for Patent Research and Exploitation)、技術データベースと応用センター(Centre for Technology Database and Application)の6部門から構成される。



ベトナム特許技術開発機構(NIPTEX)組織図

## (3) 他団体との協力

ベトナム国内外の特許に関する情報と実際に技術を習得する機会をベトナム国内企業に提供するために、技術の使用権の交渉等を国内外企業に対し積極的に行っている。

## b. 民間団体

以下の民間団体を調査対象として公知情報の分析、アンケートによる調査分析を行った。

アジア弁理士協会ベトナム部会 (APAA ベトナム)	Asian Patent Attorneys Association Vietnam Group
ベトナム知的財産権協会	Vietnam Intellectual Property Association(VIPA)
ベトナム反模倣品及び商標保護協会	Vietnam Association for Anti-counterfeiting and Trademark Protection (VATAP)
ベトナム反模倣品及び知財保護外資系企業協会	VIET NAM ANTI-COUNTERFEITING AND INTELLECTUAL PROPERTY PROTECTION ASSOCIATION OF FOREIGN INVESTED ENTERPRISES (VACIP)

### アジア弁理士協会ベトナム部会(APAA ベトナム) (Asian Patent Attorneys Association Vietnam Group)

#### (1) 主な業務内容

APAA(The Asian Patent Attorneys Association)は、アジア地域（オーストラリア・ニュージーランドを含む）における知的財産の保護の促進と強化に専念している。会のメンバーには、知的財産法についてアジアを代表する専門家が含まれている。理事会は年に1度、総会は3年に1度開催され、意見・情報交換等が行われている。

著作権、特許、商標などの知的財産法に関連する様々な常設委員会が組織されており、理事会で任命された議長の下で、アジア地域の法律の最新動向をレビューや、問題研究、法律及び実務改善のための提案を行っている。

#### (2) 組織構成

APAAは1969年に設立され、2000人を超えるメンバーと18の認可団体(Recognized Group)から構成されている。ベトナム部会は1998年10月に認可され、現在約52名のメンバーがいる。

#### (3) 他団体との協力

ベトナム部会は、2013年10月に開催されたアジア弁理士協会理事会の主催国であり、他国の部会との交流を通して知的財産の保護活動を行っている。

### ベトナム知的財産権協会 (Vietnam Intellectual Property Association (VIPA))

#### (1) 主な業務内容

ベトナム知的財産権協会は、産業財産権代理人の代理人協会であり、約300名の代理人が加入している。会員資格は、ベトナム国民又は所定の団体（代理人に限らず、IPサービス団体、特許権者、発明家等）である。ベトナム知的財産権協会の活動は、主

に知的財産に関する研究、会員への知的財産関連情報、トレーニングコースの提供、国家知的財産庁の運用及び法律に関する国家知的財産庁との交渉、一般的相談、海外のクライアントに対する情報提供である。

#### **ベトナム反模倣品及び商標保護協会 (Vietnam Association for Anti-counterfeiting and Trademark Protection (VATAP))**

##### (1) 主な業務内容

ベトナム反模倣品及び商標保護協会(VATAP)は、2004年5月に発足された商工省(MOT)傘下の非政府組織(NGO)である。加盟企業は、現在170社程度である。

VATAPは、各種経済団体や関連当局と連携した上で模倣品の摘発や生産・売買の防止、商標の保護を行うことを目的としており、加盟企業から集約した意見を政府に対して提案している。

#### **ベトナム反模倣品及び知財保護外資系企業協会 (VIET NAM ANTI-COUNTERFEITING AND INTELLECTUAL PROPERTY PROTECTION ASSOCIATION OF FOREIGN INVESTED ENTERPRISES (VACIP))**

##### (1) 主な業務内容

ベトナム反模倣品及び知財保護外資系企業協会(VACIP)は、2005年、内務省の決定(Decision No. 12/2005/QĐ-BNV issued by The Minister of Interior Affairs dated 05/01/2005)に基づき直接投資外国企業のための知的財産の保護を目的として設立されたNGOである。

##### (2) 組織構成

VACIPのメンバーは、外国籍企業であり、ホンダ技研工業、P&G、Unilever、NIKE、Nestle、GlaxoSmithKline等である。

##### (3) 他団体との協力主な業務内容

VACIPは、知的財産権侵害行為の防止及び模倣品の生産・流通の阻止のため、関係当局(税関、経済警察及び市場管理局等)に密接に協力したり、関係当局の職員に対する模倣品を識別するための研修を行ったりしている。

#### **ベトナム国立大学ハノイ校法学部 (Vietnam National University (VNU) School of Law)**

##### (1) 知的財産に関する業務概要

法学部は、2000年に設立され、学部課程(4年)、修士課程(2年)、博士課程(4年)のプログラムを提供している。法学部のスタッフは40名(うち教授8名)である。

特に知的財産に関する研究プロジェクトとして「グローバルと地域との経済統合の過程での知的財産権の保護におけるベトナムの法的枠組みの構築に関連する理論的及び実践的な問題 (“Theoretical and practical issues relating to the accomplishment of Vietnam’s legal framework on the protection of intellectual property rights in the process of

integrating into the global and regional economy”）」に取り組んでいる。

### **ホーチミン市法科大学 (Ho Chi Minh City University of law (HCMCUL))**

#### (1) 知的財産に関する業務概要

ホーチミン市法科大学は、1996年に設立された法律学、政治学を教育する大学である。民法学部(Faculty of Civil law)に知的財産法の履修コースが設置されている。

[参考資料]

特許行政年次報告書 2012年版

<http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/nenji/nenpou2012/honpen/dai-4.pdf>

[http://www.jpaa.or.jp/about\\_us/organization/affiliation/kokusai/gaikokujouhou/report/asia/pdf/vietnam.pdf](http://www.jpaa.or.jp/about_us/organization/affiliation/kokusai/gaikokujouhou/report/asia/pdf/vietnam.pdf)

<http://vovworld.vn/ja-JP/%E8%A7%A3%E8%AA%AC/2013%E5%B9%B4%E3%81%AE%E3%83%99%E3%83%88%E3%83%8A%E3%83%A0%E5%A4%96%E4%BA%A4%E3%81%9D%E3%81%AE%E5%8A%B9%E6%9E%9C%E3%81%A8%E5%AE%9F%E8%B3%AA/203021.vov>

ASEAN 各国における産業財産権出願代理人制度とその実態調査 (2013年4月)(日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部)

<http://www.inpit.go.jp/content/100030616.pdf>

<http://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/as130205.pdf>

<http://www.globalipdb.jpo.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2013/11/000f8d126c6399fc3ae341fc17d277ec.pdf>

模倣対策マニュアルベトナム編(JETRO)

<http://www.globalipdb.jpo.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2013/09/f27482214c74c39160fcd7685b5fd797.pdf>

<http://www.meti.go.jp/press/2011/02/20120215004/20120215004.pdf>

[http://www.iip.or.jp/summary/pdf/detail12j/24\\_11.pdf](http://www.iip.or.jp/summary/pdf/detail12j/24_11.pdf)